

播磨国越部下荘相論に関する一考察

——元亨三年後醍醐天皇安堵について——

岸 本 香 織

はじめに

「冷泉家文書」の中には播磨国越部荘文書として二十九通の文書がまとめられており、その約三分の二は鎌倉時代の相論に関するものである。

一方、「藤原為家讓状」と呼ばれるものは四通あり、他に「冷泉家文書」中にも「融覚藤原為家書状案」一通がある。これらの文書から藤原為家の所領等に関する遺志をうかがうことが可能となるが、しかし、実はこれら五通の文書の内、越部荘自体の名称が記されているところは僅か一箇所しかない。文永十一年（一二七四）六月二十四日付「融覚藤原為家讓状」に「越部荘もとより大納言さりたひて候」とあるのが、それである。付け加えるならば、先にあげた播磨国越部荘文書二十九通の中にも一通、文永六年（一二六九）十一月十八日付「融覚藤原為家讓状案」が含まれているが、他の讓状に比べると随分簡潔な文面である。

これに比して、例えば細河荘は後に分家（下冷泉家）に譲られた事もあり、関係文書自体は「冷泉家文書」中には残っていないが、讓状

にはしばしばその名が登場する。この細河荘をめぐる御子左家の嫡流二条家と庶流冷泉家との争いは有名であり、特に冷泉為相の母で事実上の相論当事者たる阿仏尼が訴訟のために関東へ下向し、その時の紀行文が「十六夜日記」であることから、国文関係からの研究も多い。^⑤

この越部下・細河両荘は共に御子左家嫡流の二条為氏に一度は譲り渡されながら、為氏の父、藤原為家によって悔返され、その庶子冷泉為相に与えられるという経緯を持つ。同様の経緯を持ちながら、讓状記載に見られる両荘の相違には、一つに家領としての重要性の違いが考えられよう。また、越部荘が為氏から悔返される以前に、既に一度京極姫君という人物から為家が悔返し、為氏に与えられているという事情が影響しているかとも思われる。更に、同荘に関しては為氏の避状^⑥が残されている事も関係しているかもしれない。しかし何れにしても、為家の死後に各荘をめぐる相論が起っているという点は、やはり同じである。

藤原俊成・定家から冷泉家に至る越部（下）荘相伝に関しては、既に幾つかの研究があるが、特に近年では、三宅克広氏「冷泉家領播磨国越部下荘の伝領過程」^⑦により、鎌倉後期以降の伝領についても詳し

窓く述べられている。中でも、当初越部下荘を藤原為家より譲与された

京極姫君について、及び越部下荘をめぐる鎌倉後期の相論過程を記す

史 「越部下荘相伝知行事書案」、「越部下荘相伝目安案」の成立に関する考察は詳細である。

また、この越部下荘をめぐる鎌倉後期の相論に関し、女性による相統と所領の流出という観点から触れた金井静香氏『中世公家領の研究』^④もある。

これらは越部下荘が御子左家より関白二条家に流出し、それによって引き起された相論に関して論じられている。しかし、一度流出した所領が再び御子左家の一つ、冷泉家に返還された点については詳しくは触れられていない。そこで本稿では特に越部下荘が関白二条家から冷泉家に返還されるに至る点を中心に、越部下荘をめぐる相論と当時の公家政権との関わりについて見ていこうと思う。

一 鎌倉後期越部下荘相論

越部下荘の相論に関しては、三宅氏^⑤によって明らかにされているように、「越部下荘相伝知行事書案」、「越部下荘相伝目安案」等からその様子をうかがう事ができる。以下、三宅氏論文と重複するような点についてはできる限り省略しながら、鎌倉後期相論の過程・展開をこの二通の文書を通して見ていく事にする。以下、特に断らない限り、「越部下荘相伝目安案」(以下、「目安案」と記す)記述に沿って相論経過を述べる。

藤原為家以降の越部下荘(以下、越部荘と記す)変遷を簡単に述べてみると、為家から一旦孫娘京極姫君に一期知行として譲られた越部

荘だが、後に変じて嫡子為氏(御子左家嫡流二条家)に譲られ、更に再び悔返されて庶子為相(御子左家庶流冷泉家)に譲られる。しかし為家没後、為相の関東下向中に京極姫君が訴訟を起して同荘を奪い、その後関白家二条道平に譲られるが、道平より為相に返還される事になる。こう書くと極めて単純に思えるが、実はこの間には複雑な推移があったようである。

そこで先ず、京極姫君に越部荘が譲られるまでを見ると、「越部下荘相伝知行事書案」(以下、「事書案」と記す)に記されている前関白(二条道平)家事書によれば、越部荘は京極禅尼(藤原定家室)の所領であり、娘の民部卿典侍に譲られるはずのところ、民部卿典侍が母より先に亡くなったため、禅尼が暫く管領した後、孫娘大納言典侍に譲られたのだという。これに対する冷泉家側の主張は、越部荘は藤原俊成の所領であり、俊成から定家に、定家から一期領主として民部卿典侍に譲られるが、民部卿典侍の死去につき、その母で為家の母でもある京極禅尼が一旦管領し、孫娘大納言典侍に譲るが、彼女も父為家より先に亡くなったため、京極禅尼から為家に譲られたのだ、というものである。両者の相伝における基本的な流れに相違は無いように見えるが、京極禅尼の管領が一期知行領主か否かという点が論点となっているようである。即ち、京極姫君譲与以前の知行がどうであったのが当相論に影響を与えていたという事になろう。この場合、特に女性による相統が想定されており、その知行のあり方(一期知行か否か)がひいては京極姫君の知行のあり方を決定する一因と見なされていた様子がうかがえる。

その後、為家から孫娘京極姫君に越部荘は譲られるが、これが本稿

で取上げる相論の原点となるのである。「目安案」記述からすると、京極姫君は祖父為家と同居していたようで、その際に越部荘一期知行の契状を与えられる。しかしその後、為家の意に背き、起居を他へ移したという理由でこの契状は破棄され、同荘は一旦為家の嫡男為氏に譲与される。これが正元元年（一二五九）の事である。

そして、為家と阿仏尼との間に為相が生れるに至り、越部荘は文永六年（一二六九）為氏より悔返され、為相に譲られる。この時為氏は避状を出している。

為家の死後、建治元年（一二七五）から弘安七年（一二八四）の間は為相による知行が行われていたようである。この後、為相が関東へ下向している間に、京極姫君が為家によって破棄されたはずの契状をもって訴訟に及び、越部荘知行の院宣を手に入れたという。时期的に考えて、この院宣は龜山上皇院宣であろう。「越部下荘相伝文書正文目録」^⑤（以下、「目録」と記す）によると、現存してはいないが、越部荘相伝に関する「龜山院院宣」が一通あったらしい。龜山院政期は文永十一年から弘安十年までなので、この院宣が為相の知行を認めるものであった可能性も無いとは言えないが、「目録」記載の他の院宣が京極姫君への安堵や二条道平への譲与を認める旨のものである事からすると、この「龜山院院宣」が弘安七年以降に京極姫君が手に入れた院宣である可能性は大きいと考えられる。

こうして、京極姫君が越部荘を手に入れた事に対し、為相側は子細を申立てたようであるが、この時点で京極姫君は父方の縁戚である関白二条家の保護下にあり、これに対抗する手段が取り得なかった事は「目安案」中に「以権威、被塞上訴之道畢」とある事からもうかがえる。

る。

ここまでは一応、京極姫君と関白二条家と冷泉為相との相論であったが、ここに御子左家二条為氏の息子である為世が加わってくる。

「目安案」には「去々年為世卿捧訴状」とあり、「目安案」作成を元亨三年（一二三三）とする三宅氏によると「去々年」は元亨元年頃という事になるが、恐らくその通りであろう。但し、為世は御子左二条家からの訴えはそれ以前からあったのではないかと思われる。即ち、正安三年（一二三〇）後宇多上皇の院宣には「源承法眼難告訴父入道民部卿（為家）行事歟、二条姫君帯文書、所被申、叶理致乎」とある。関白二条家の庇護の下にある京極姫君が「二条姫君」と呼ばれ、越部荘を安堵されているが、その前の部分に出てくる「源承法眼」に注目したい。源承は為家の実子であるが、為氏の子となっており、為世とは義理の兄弟となる。この時、為世が直接相論に関わっていたかどうかは明らかでないが、御子左二条家が冷泉家から関白二条家へと移った越部荘を取戻そうとする動きがあった様子はいかがえよう。

ところで、「京極姫君」が「二条」の「姫君」と呼ばれている文書が、もう一通存在する。細河荘相論に際して下された、正和二年（一一三三）七月二十日付関東下知状^⑥がそれである。この下知状は六紙に及ぶ長さのものであるが、丁度その中程に「且如十月状（正元元年十月二十四日付為家讓状）者小阿射賀・当庄領家職、上臈^⑦二条右大臣家姫君一期之間可讓進之由、載之」と記されている。下知状のこれより少し前に、この「十月状」のもう少し詳しい内容がわかる部分がある。

「如同十月廿四日讓状者、吉富庄・小阿射賀御厨・細河庄所讓嫡子権

中納言也、此内小阿射賀・細河庄領家分者、上臈御存生之間可讓進、其後御子息中令立嫡子給之仁仁可返給之由、可申置也」という記述で、小阿射賀・細河両庄領家職を上臈に京極姫君に一期として譲るという事である。この内容は、越部荘と同じく一期譲与とされている点、更にその時期が、京極姫君が越部荘契状を破棄された正元元年である点、興味深い事である。

さて、話を越部荘相論に戻そう。元亨元年の訴訟に際しての、関白二条家に対する為世の主張は、「目安案」によると「当庄者累代之家領也、背置文、被付他家、不可然」とある。為氏の避文に、為相に子孫がおらず、越部荘を他人に譲るようなことがあるならば、「為氏か子まこのあひたに、御子にしてゆつりたひ候へく候」と記されている点を見ても、御子左家以外への所領の流出が問題視されている事がわかる。しかしながらこの御子左二条家の訴えは棄却される。

この元亨元年に先立つ応長元年（一一三二）にも伏見上皇の院宣が下されており、「京極姫君讓」に任せ、二条道平への越部荘安堵がなされているが、これも関白二条家と御子左二条家あるいは冷泉家との訴訟における結果として下されたものかと考える。

また、翌応長二年三月十一日付讓状で、為相は長子為成に細河荘関係文書を『明月記』等を讓っており、更にこの讓状袖書には越部荘関係文書を讓る旨が記されている。当然、越部荘はこの時期、冷泉家管領下にはなく、しかも細河荘も讓状本文「件庄当時越訴最中也」の記載通り、係争中である。当時、両荘ながらに所領・所職自体の譲与が不可能であるため、ここでは管領権の証拠となる「文書」の譲与に留まれているのがわかる。

ところが、元亨三年に至り、状況は一転する。関白二条家の道家より避状が出され、越部荘は為相に返還される事となるのである。

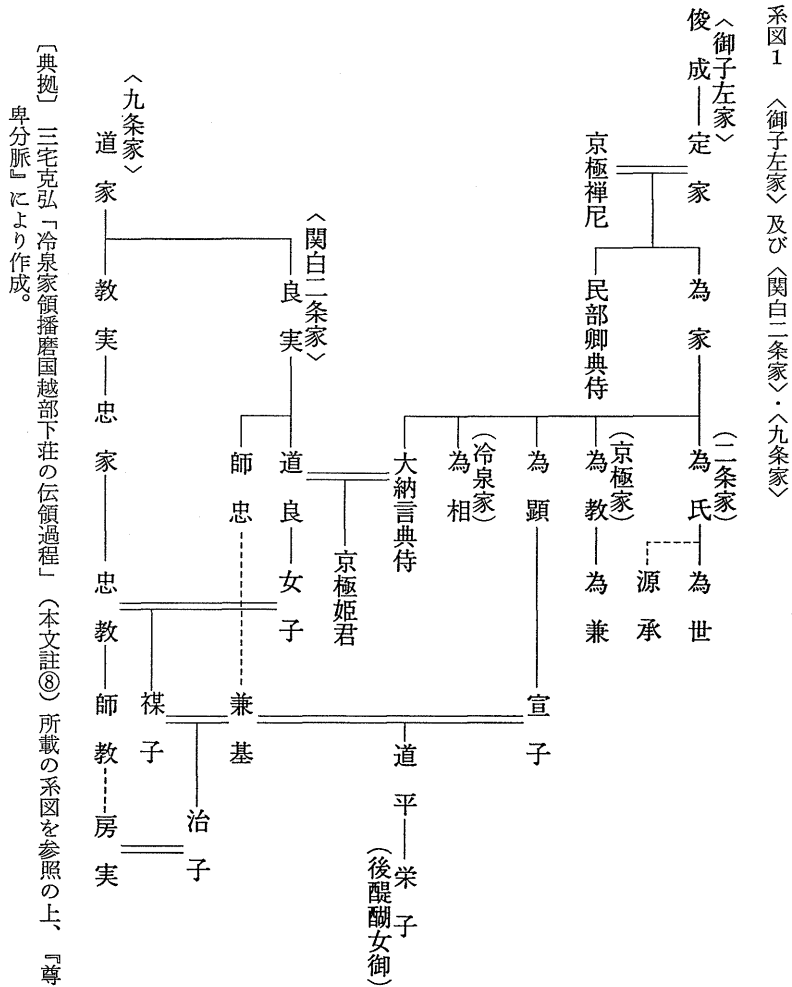
返還に至る契機が先にあげた元亨元年の為世の訴えにあつたらしい事は「目安案」からわかる。為世の訴えは棄却された訳であるが、この機に為相は直接二条道平に越部荘返還を求めたようである。そこで、為世のように公に訴訟せず（訴訟できず）、私的に申入れを行った為相の態度に対し、道平は冷泉家とは縁戚関係にある事、また為相が和歌の師範である事の二点を理由にあげ、避状を渡している。

しかし、これらを理由に越部荘返還がなされたとして、何故この時期であつたのか。これ以前から相論は続いていた訳であるが、ここに至って関白二条家と冷泉家との間で和解が成立した点について、以下、章を替えて当時の公家政権との関わりとともに見ていきたいと思う。

二 越部下荘返還と安堵

越部荘返還の理由として二条道平の避状にあげられているのは、先にも述べたように①関白二条家と冷泉家とが縁戚関係にある、②為相が道平の和歌師範である、この二点である。しかし、この二点を理由に返還がなされるのであれば、これ以前に行われていてもおかしくないのではないか。つまり、元亨三年に至って、これらを理由に越部荘返還を行うだけの状況が出来上がったのではないかと考える。そして、その状況とは後醍醐天皇親政ではないだろうか。

先ず、二条道平の避状が出された前後の状況を見てみると次のようになる。

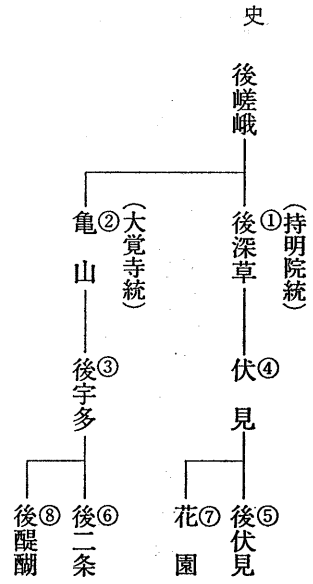


元亨元年為世敗訴に当たり、為相は関白二条家と直接交渉をし、結果避状が渡される、と同時に関白二条家政所より下文^②が出され、為相への避渡しが執行される。更に同日付「前伊賀守奉書」^③が出されているが、これは越部荘避渡しに付いて、二条道平の父、二条兼基が承認する旨を記した奉書である。兼基は京極姫君の従兄弟(実際は叔父)に当たり、道平の越部荘管領に關しても何らかの影響力を持っていた事がわかる。

そして、これら関白二条家からの文書が揃ったところで、治天による為相への安堵がなされる。この安堵文書(案)が「日野資朝奉書案」^④であると考えられる。

「冷泉家文書」では「奉書」という名称であるが、これは一般的な論旨の文言「天氣所候也」等が見られないためかと思われる。しかし後述の理由から、当文書は実質、後醍醐天皇論旨と言って間違いなからう。内容は越部荘避渡し^⑤の旨を認めるとの事で、事実上安堵の論旨と言ってよいだろう。

この文書に關し、注目される点は、第一に奉者が日野資朝である点である。周知の通り、資朝は後醍醐天皇側近中の側近であり、この年、この文書が出された約一カ月後の十一月六日には関東に



* 番号は兩統送立期の継位順を示す。

下向している。

通常繪旨は藏人・弁官クラスによる奉書である。参議である者が奉ずる場合も無い訳ではないが、内容・宛所等が比較的限定されたものになる。当時、資朝は従三位・参議・左兵衛督・檢非違使別当の公卿であり、普通は繪旨奉者とは成り難い。

この点に関しては、当時から同様の認識はあったのではないかと思われる。「事書案」末尾には「所詮任次第相伝之御讓、被下安堵繪旨畢」とあるが、「目安案」では「預伝 奏之奉書、知行之」となっており、名称に違いが見られるからである。

尤も、この両者が同一のものを指しているのかどうかという点が問題である。「目録」には追筆ではあるが「又加元亨三年重安堵繪旨正文一通」とあり、元亨三年に安堵繪旨が下された事は間違いないが、「事書案」のいう「安堵繪旨」はこれであろう。また、「目安案」の「伝奏奉書」が「日野資朝奉書案」の正文に当たるのも間違いない。「目安案」には前掲の通り、伝奏奉書によって知行する旨が明記され

ている。案文ではあるが伝奏奉書が相伝されているのに対し、繪旨の案文すら残っていない状況からして、伝奏奉書とは別に安堵繪旨が出されたという可能性は、皆無とは言えないまでも、極めて低いと考える。従って、日野資朝奉書が「伝奏奉書」と呼ばれながら、「安堵繪旨」とも見なされていたという事が言えるだろう。即ち、後醍醐天皇繪旨である。

次に、「目安案」によると二条道平避状が出された後、「仍為後証、内々 奏聞此趣之処、被聞食由、預伝 奏之奉書」という記載が続く事から、この安堵が冷泉為相側からの要求に応じてなされたものである事がわかる。関白二条家から避状以下の文書を獲得し、その上で治天による安堵を求めた訳である。

この事から考えて、特に「内々 奏聞此趣」とある点に注意するならば、それを可能とするルートを為相は持っていた事になる。従って、当時、為相は治天たる後醍醐政権に何らかの形で接近していたのではないかと想像するのである。

第一章の相論過程の中で見た通り、京極姫君が越部莊を手に入れた弘安七年以降、元亨三年までは、一貫して京極姫君とその譲りを受けた二条道平、即ち関白二条家サイドに安堵がなされている。この場合の一貫とは、大覚寺・持明院兩統の政権交替に関係なくという意味である。鎌倉後期、後嵯峨天皇以降、皇統が分裂し、兩統により交互に政権が執られるようになっていた。この影響から、相論の裁許や所領安堵が政権交替の度に變更されるといふ事態も引き起されている。勿論、全裁許・安堵が變更されている訳ではないのだが、越部莊に関して言うならば、弘安以降の裁許が一貫していた、あるいは訴訟にすら

持込み難かったという状況で一貫している点は注目できよう。これは、この間を通して政権に関係なく関白二条家の権勢が大きかった事を物語っている。それが元亨三年に至り、避状が出されるようになるには、それなりの状況変化があった事をうかがわせる。

その少し前、元亨元年十二月より後醍醐天皇の親政は開始される。後醍醐親政は成立直後から記録所や検非違使庁において活発な活動が見受けられ、先の日野資朝の活躍等は特に著しい。

その中で、二条道平も後醍醐天皇とは密接な関係にある。元亨三年の時点では、道平は四十二歳で既に散位である。が、道平は後醍醐天皇の春宮時代、春宮傅を長年務めており、また建武政権成立後は、左大臣に任ぜられている。建武政権下においては、撰関・太政大臣は置かれていないので、事実上、公卿のトップという事になる。更に、娘の榮子は後醍醐天皇女御となっている。天皇にとって、道平が数少ない重臣の一人であったのは確かであり、この関係からすると、後醍醐天皇との繋がりも冷泉家よりも関白二条家の方が遙かに強いのである。

それでいてなお、他の治天下では得られなかった関白二条家の避状と治天による安堵とを冷泉為相は後醍醐政権下で得たのである。その理由を考えるに、現時点では推量の域を出ないのだが、この為相の接近を後醍醐天皇、引いては天皇を支える関白家二条道平も、求めていたからではないだろうか。言い換えるなら、所領安堵を求める廷臣側と政権の人材確保に努める天皇側との利害が一致したと言えるのではないか。

例えば、冷泉為相は関白二条家から避状を得、後醍醐天皇から安堵

を得た直後、関東に下向している。天皇からの安堵が元亨三年十月一日で、関東出立が十月四日であるから、まさに安堵を待ちわびた上で下向であり、為相の起点が関東にある事をうかがわせる。ところが、この約一カ月後、先述のように日野資朝も関東に下向しているのである。為相の持つ関東の情報も、同地に向う資朝等にとって重要なものであったと想像できよう。事実、この時期における冷泉為相の後醍醐天皇への接近は顕著である。

井上宗雄氏はその著書の中で、元亨期の内裏歌合において「為相父子がこの頃上洛して珍しく内裏の会に加わっているのが目を引く。」と述べているが、これこそ後醍醐天皇と為相との接近を示すものではないだろうか。相論のための接近か、相論の結果の接近かは微妙なところであろうが、どちらにせよ、この時期の越部莊安堵と後醍醐天皇・為相の接近は関連していると言える。

ただ、当時為相は後醍醐天皇のみに接近していたのではない。関東下向に際し、持明院統の花園上皇のもとへ暇乞いに参上している記事が『花園天皇宸記』元亨三年十月三日条に見られる。これ以前に為相は御子左二条家との対立から、同じく御子左二条家と対立する京極家に接近していた。京極為兼は持明院統の伏見上皇近臣であり、当然為相もその頃は持明院統に接近している。つまり、この元亨年間が、持明院統から後醍醐天皇へと接近の対象を変えつつある移行期であったと考えられる。為相がそのような形で後醍醐天皇側に近付いてきたことは、親政を進めていく上で天皇にとっても望ましい事態であったろう。

さて、二条道平避状の基本的内容は、先述の通りであるが、その後

史 窺 半部分に「九条北政所」という人物名が登場する。避状には「抑九条北政所就無計略、近年一旦免管領了」とあり、この人物が一時、越部荘を管領していたらしい事がうかがえる。「九条」は撰関九条家を指すのであろうが、その「北政所」とは一体誰であるのか。

「任京極姫君讓」せ、道平に越部荘を安堵した伏見上皇院宣からすると、当荘は京極姫君から直接道平に渡ったようである。そうすると、「九条北政所」の越部荘管領というのは道平領有下の事と考えられ、「九条北政所」は道平に比較的近い人物ではないかと推定される。

同じ撰関家の九条家と二条家は分家関係にあると同時に、姻戚関係も頻繁に結ばれ、九条家から二条家へ室が迎えられたり、その逆もしばしば見受けられる。二条道平の父、兼基の北政所は九条忠教の娘、禊子であるし、その禊子の母は京極姫君の父、道良であり、つまり、禊子の母と京極姫君とは姉妹という事にもなる。更に、兼基の娘、道平の姉妹となる治子は九条房実北政所となっている。

これらの中から「九条北政所」を比定するのに有力な史料として、乾元二年（一三〇三）正月七日付「前関白二条兼基消息」がある。

この文書によると、二条道平に譲与されていた越部荘は、乾元二年、兼基北政所に姫君が出生した事により、道平から取返され、この姫君に譲られている。先述の通り、兼基北政所は九条忠教娘、禊子であり、彼女と兼基の娘とは治子である。治子は九条房実北政所であり、「九条北政所」と呼ばれるに相応しい人物である。従って、兼基北政所所生にして越部荘管領を一時認められたと思われる「九条北政所」は、治子に比定できる。

道平避状によれば、この「九条北政所」は越部荘を一時管領した後、免ぜられており、その後、道平が冷泉家に当荘を避渡しているようである。つまり、京極姫君の手に渡った越部荘は、為相に返還されるまでに少なくとも、京極姫君↓二条道平↓九条北政所↓二条道平の間を渡ってきた事になり、その過程が決して単純ではなく、関白二条家内での相論すら、可能性として考え得る状況であった事がわかる。

それでは、為相の手に戻った越部荘はどのような状況であったのか。先ず、少し後の建武政権期の様子を見てみたい。建武元年（一三四四）八月十一日付「左大臣二条道平家御教書」があり、この時期からして、倒幕から建武政権成立にかけての混乱に乘じ、現地で濫妨でもあったのではないかと思われる。御教書の内容は、越部荘は「九条北政所御一期之後」一円知行が認められているというものであり、更に故藤原為家忌日用途を当荘から沙汰する事も定められている。「九条北政所」は一旦管領を免ぜられた後、再度管領を認められたのか、ここではその「御一期之後」に冷泉家一円知行が認められているのだが、知行承認や為家忌日用途の沙汰等は道平避状後半の記載内容とほぼ同一である。

金井氏は前掲論文中で、越部荘をめぐる相論は「結局二条道平の領有の下為相が相伝知行を認められるという形で決着した。」と述べているが、「道平の領有の下」というのは、その避状後半部分からうかがえる点である。建武期以後、関白二条家からの文書は見られないので、どの程度二条家が越部荘における権限を有していたか定かではないが、少なくとも建武政権期に至るまで、道平の御教書を必要とする状況にあったという点は確認できよう。

さて最後に、年未詳十二月十九日付「後醍醐天皇論旨」^⑤について見ておきたい。内容は、越部荘における前雑掌の濫妨を停止し、所務を全うするべき旨を二条道平に申入れるというものである。

この論旨奉者は「左衛門権佐忠望」とあり、平忠望に比定できる。

忠望は元亨元年四月六日から同四年四月二十七日まで五位藏人となっており、その後権右少弁に任ぜられるが同年九月二十三日に再び藏人に還補、しかし約一カ月後の十月二十九日には藏人を去っているようであり^⑥、以後の動向は不明である。

当該論旨はこの藏人補任期間に奉じられたものである。従って内容から考えても、元亨三年の発給とするのが妥当と思われる。

九月に避状が渡され、十月初めに治天による安堵が行われている。しかし、現地においては、なお関白二条家の勢力が大きく残っている状況がこの論旨によつてうかがえる。

そしてこの事が、先述した建武政権期の状況に繋がっていくのだと考えられる。

結局の処、越部荘は為相に返還・安堵された後も、関白二条家の強力な影響を受け続けたのである。

むすびに

以上、本稿で検討・確認してきた事を要約すると以下のようになる。

第一章では、越部荘が定家から為家にまで渡り、為家から冷泉家の家領として伝領されるまでの過程を「目安案」・「事書案」等をもとに再構成した。この相論は、関白二条家・御子左二条家・冷泉家の三者

によって展開されるが、最終的に元亨三年、関白二条家から冷泉家へ避渡される形で決着する。

第二章では、その元亨三年に関白二条家から避渡された時の状況と、その背景についての推察を行った。

弘安七年以降、京極姫君及び関白二条家の手にあった越部荘が、冷泉家に返還された背景には、成立したばかりの後醍醐政権の影響があったのではないかと考えられる。元亨三年に発給された日野資朝奉書は実質、安堵論旨であり、これは冷泉為相の申請によつて下されたものである。つまり、この時点で為相はそれを得るだけのルートを獲得していたのであり、言い換えるならば、それだけ後醍醐政権に接近していたのだと言える。

一方、対する関白二条家も後醍醐天皇とは密接な関係にあった。それでも、両統迭立期において、一貫して関白二条家に安堵されていた越部荘がここに至り、相論の公的裁許ではなく、避状を渡しての和解という形で決着し、それに伴い安堵がなされるという展開は後醍醐政権下において、後醍醐^{II}二条道平に為相が近づく事で、初めて成立得たと考える。

この事は、為相への安堵を通して、後醍醐天皇が為相を自身の政権下に取り込もうとしていた事の表れと言ってよいだろう。少なくとも、冷泉為相にとって、この安堵が後醍醐天皇に接近する契機の一つとなったであろう事は間違いない。

註

① 冷泉家時雨亭叢書五一『冷泉家古文書』（朝日新聞社出版局、一九九三年）

- ② 前掲註①に同じく所収。
 ③ 「藤原為家讓状」 4
 ④ 「冷泉家文書」 2
 ⑤ 福田秀一『中世和歌史の研究』（角川書店、一九七二年）第四章「細川庄をめぐる二条冷泉両家の訴訟」に詳しい。他に国史分野で、瀬野精一郎「阿仏尼と細河荘の相論」（『天理図書館善本叢書月報』七三）等がある。
 ⑥ 「冷泉家文書」 4
 ⑦ 石田吉貞『藤原定家の研究 改訂版』（文雅堂銀行研究社、一九六九年、初版は一九五七年発行）第一編第二章「経済生活」、今井林太郎「播磨国に於ける藤原定家の所領」（『兵庫史学』一九）、これらは細河荘についても言及されている。他に、佐藤恒雄「御子左家領越部庄の三分とその行方」（『中世文学研究』一〇）、熱田公「為相と越部下荘」（『冷泉家時雨亭叢書月報』三六）等。
 ⑧ 『兵庫県の歴史』三〇
 ⑨ 「冷泉家文書」 5・6
 ⑩ 思文閣出版、一九九九年。第一部第二章「中世の相統制度と公家領」において言及。
 ⑪ 前掲三宅氏論文。
 ⑫ 「冷泉家文書」 4
 ⑬ 「冷泉家文書」 22
 ⑭ 「冷泉家文書」 1
 ⑮ 『尊卑分脈』
 ⑯ 天理図書館善本叢書と書之部六八巻『古文書集』（八木書店、一九八六年）所収、「関東下知状正和二年七月二十日付六波羅御教書」
 ⑰ 「冷泉家文書」 4
 ⑱ 「冷泉家文書」 11
 ⑲ 後述のように、当時、関白二条家内においても越部荘管領をめぐる相論に発展しそうな気配があり、伏見上皇院宣はその関係で下された可能性もあるが、取り敢ずここでは御子左・関白二条家間の相論に関して下されたものとしておく。
 ⑳ 前田家蔵「為相自筆讓状」。本稿では前掲福田氏論文所載の积文を参照した。
- ① 「冷泉家文書」 13
 ② 「冷泉家文書」 12
 ③ 「冷泉家文書」 15
 ④ 「冷泉家文書」 16
 ⑤ 『花園天皇宸記』元亨三年十一月六日条
 ⑥ 森茂暁『南北朝 公武関係史の研究』（文献出版、一九八四年）第一章「南北朝成立前史」
 ⑦ 臼井信義「治天の交替と廷臣所領の転変―山科家の係争―」（『日本歴史』二五三）
 ⑧ 森茂暁『太平記の群像』（角川書店、一九九一年）には、資朝他近臣の動向がまとめられている。
 ⑨ 以上、『公卿補任』による。
 ⑩ 『尊卑分脈』
 ⑪ 『花園天皇宸記』元亨三年十月三日条「今夜為相卿参、明暁下向関東、申暇也」
 ⑫ 『中世歌壇史の研究 南北朝期 改訂版』（明治書院、一九七八年、初版は一九六五年発行）第一編第四章「文保・元弘期（鎌倉最末期）の歌壇」
 ⑬ 『尊卑分脈』
 ⑭ 藤本孝一「大震災と古文書」（『しくれてい』第五二号）に写真掲載。当文書存在からも、兼基が道平の越部荘管領に関与していた事は明らかであらう。
 ⑮ 「冷泉家文書」 17
 ⑯ 「冷泉家文書」 21
 ⑰ 「職事補任」（『群書類従』第四輯）による。但し、「職事補任」では「左少弁」に任ぜられるようになっているところを、『弁官補任』により「権右少弁」とした。

年表1 「鎌倉後期越部下荘相論過程」

践祚年月日	天皇	治天	越部下荘相論経過
仁治3 (1242) ・1・20	後嵯峨	後嵯峨	
寛元4 (1246) ・1・29	後深草		
正元1 (1259) ・11・26	龜山	(後嵯峨、文永9-1272- ・2・17没)	正元1年(1259)為家、京極姫君への契状を破棄し為氏へ譲る
		龜山	文永6(1269)・11・18①為家、為氏より悔返し為相へ譲る(=文書2) ②為氏、為相へ避状を出す(=文書4) 弘安7年(1284)以後、龜山上皇院宣により京極姫君に安堵
文永11(1274) ・1・26	後宇多		
弘安10(1287) ・10・21	伏見	後深草 (後深草、正応3-1290-・2・11出家)	
		伏見	
永仁6(1298) ・7・22	後伏見		
正安2(1300) ・1・21	後二条	後宇多	正安3(1301)・7・10後宇多上皇院宣により二条(京極)姫君に安堵(=文書1) 乾元2(1303)・1・7二条兼基、道平より取り返し治子へ譲る(=兼基消息)
徳治3(1308) ・8・26	花園	伏見 (伏見、正和21-1313-・10・14出家)	応長1(1311)・後6・29伏見上皇院宣により二条道平に安堵(=文書11)
		後伏見	
文保2(1318) ・2・26	後醍醐	後宇多 (後宇多、元亨1-1321-・12・9院政停止)	元亨1年(1321)頃、為世が訴訟を起こすが棄却される
		後醍醐 〈後醍醐前期親政：元弘1-1331-・9・20まで〉	元亨3・9・28二条道平、為相へ避状を出す(=文書13) 同10・1後醍醐天皇綸旨により為相に安堵(=文書16) 同12・19現地にて二条道平方濫妨あり、停止を命ずる綸旨が下される(=文書21)

〔典拠〕「越部下荘相伝目安案」及び「冷泉家文書」中の各文書により作成，正元元年から元亨三年までの相論経過を記載。()内の文書番号は「冷泉家文書」の文書番号に準ずる。

表1 「冷泉家文書」における播磨国越部荘関係文書（但し、建武年間まで）

	文 書 名	年 月 日	文書番号	差 出	宛 所	備 考
1	融覚藤原為家讓状案	文永六年(1269) 十一月十八日	2	七十二入道(為家)判・ 嫡子前大納言(為氏)判	なし	原本は東京国立博物館保管
2	藤原為氏讓状案	文永六年(1269) 十一月十八日	4	判(為氏)	なし	原本は東京国立博物館保管
3	後宇多上皇院宣	正安三年(1301) 七月十日	1	(花押)	治部少輔殿	
4	伏見上皇院宣	応長元年(1311) 後六月廿九日	11	(花押)	左中弁殿(堀川光藤)	
5	越部下荘田地屋敷相傳状	元亨元年(1321) 八月廿一日	20	沙弥法蓮(花押)	進上 御奉行所	
6	二条道平避状	元亨三年(1323) 九月廿八日	13	(花押 二条道平)	冷泉前中納言殿 (為相)	
7	二条道平避状案	元亨三年(1323) 九月廿八日	14	判(二条道平)	冷泉前中納言殿 (為相)	文書番号13の案文
8	前伊賀守基業奉書	(元亨三年-1323-) 九月廿八日	15	前伊賀守基業□	進上 冷泉殿 (為相)	
9	前関白二条道平家 政所下文	元亨三年(1323) 九月日	12	別当右衛門権佐兼春宮大 進藤原朝臣(花押)・大従左 衛尉安倍(花押)・案主中原	なし	
10	日野資朝奉書案	元亨三年(1323) 十月一日	16	于時大理資朝 (日野)	冷泉前中納言殿 (為相)	
11	越部下荘相伝文 書正文目録	元亨三年(1323) 十一月六日	22	なし	なし	
12	越部下荘相伝文 書正文目録案	(元亨三年-1323- 十一月六日)	8	なし	なし	文書番号22の 案文、追筆に よる異同有り
13	越部下荘相伝文 書正文目録案	(元亨三年-1323- 十一月六日)	24	なし	なし	文書番号22の 案文、追筆に よる異同有り
14	冷泉為相讓状	嘉暦三年(1328) 七月十二日	23	(花押)・(押紙)「為 相 今月十七日薨」	なし	
15	左大臣二条道平家 御教書	建武元年(1334) 八月十一日	17	前伊賀守(花押)	謹上 冷泉侍従殿 (為秀)	
16	後光厳上皇院宣	建武三年(1336) 八月十八日	25	(油小路)隆蔭	冷泉侍従殿 (為秀)	
17	後醍醐天皇綸旨 (宿紙)	年未詳 十二月十九日	21	左衛門権佐忠望奉 (平)	謹上 右衛門権佐殿	
18	越部荘文書目録(切紙)	未 詳	3	なし	なし	
19	越部下荘相伝知行事書案	未 詳	5	なし	なし	
20	越部下荘相伝目目安案	未 詳	6	なし	なし	
21	越部下荘相伝系図	未 詳	7	なし	なし	

〔典拠〕「冷泉家文書」より作成。文書名及び文書番号は「冷泉家文書」に準ずる。